

「令和6年度デジタルマーケティング等活用販売力強化業務」 委託仕様書（案）

1. 業務名

令和6年度デジタルマーケティング等活用販売力強化業務

2. 業務の目的

県内事業者のデジタルマーケティング活用推進に向け、現状を把握するとともに、課題及び課題解決に向けた手法を整理する。

また、加工食品等の食品分野及びクラフトや日用雑貨等の非食品分野において、県内事業者がSNSやWeb広告等を利用し、ECサイトを活用した販売力を強化できるよう、ノウハウ取得等を支援する。

3. 契約期間

契約日から令和7年3月14日（金）まで

4. 委託業務の内容

以下の（1）～（3）及びその他本業務遂行に当たって必要な業務一式。

（1）デジタルマーケティング活用推進に向けた現状・課題調査及び課題解決に向けた手法の整理

①現状調査

○内容

県内事業者のデジタルマーケティング活用推進に向けて、専門家による現状調査を実施し、課題を整理するとともに、課題解決に向けて県内事業者が取り入れやすい手法等を整理する。

○受注者が行う業務

・調査内容等の設計

調査内容の設計に当たっては、県内事業者のデジタルマーケティング活用状況の実態を把握できる内容とすること。

また、各事業者により、デジタルマーケティングの活用状況が異なることが予想されるため、デジタルマーケティング導入の有無にかかわらず、事業者が課題と感じている点やデジタルマーケティングに対する理解度を把握できる内容とすること。

・調査対象者との連絡調整

・デジタルマーケティング活用現状調査の実施（20～30社程度）

※県が行う業務

・県内事業者への調査周知及び参加者募集

・調査結果報告書の県ホームページへの掲載

○調査結果報告書の作成

調査結果を取りまとめるとともに、課題を把握の上で類型化し、課題解決に向けて県内事業者が取り入れやすい手法等を整理して掲載する。

②課題解決に向けた提案

○内容

①の調査結果を基に、今後の取組について提案する。

○受注者が行う業務

- ・①の調査結果報告書を基に県と打合せを実施し、県内事業者のデジタルマーケティング活用推進に向けて、今後の取組内容を検討し、県に提案する。
- ・提案に当たっては、県内事業者の規模、対応力、IT人材の有無などを考慮するなど、現状を踏まえた内容とすること。

(2) デジタルマーケティング活用推進に向けた広報活動の実施

①デジタルマーケティング販売力強化セミナーの開催

○内容

(1) のデジタルマーケティング活用現状調査の報告と、課題の解決に向けた手法・ノウハウ等の周知・広報（1回）

○受注者が行う業務

- ・セミナー案内チラシデータの作成
セミナー開催日約2か月前までにセミナー案内チラシデータを県に提出する。
- ・講師との連絡調整
県が行う講師選定に協力するとともに、当日のテーマや配布資料等について、講師及び県と調整する。
- ・セミナーの企画・運営
申込受付、参加者名簿作成、会場設営や撤去、当日受付、資料の印刷・配布、講師への謝金及び旅費の支払等を行う。

※県が行う業務

- ・会場の確保及び会場使用料の支出
- ・講師の選定
- ・県内事業者等へのセミナー開催周知

○その他

デジタルマーケティング販売力強化セミナーは、県が行う他事業のセミナーと併催の可能性もあり、その際は協力すること。

②デジタルマーケティング活用推進に向けた周知・広報

○内容

デジタルマーケティング活用の優良事例並びに、(1) のデジタルマーケティング活用現状調査をとりまとめ、県ホームページ、SNS、商工団体会報誌等を通じて県内事業者向けに周知・広報すること。

○受注者が行う業務

I 優良事例の県への提案

- ・周知・広報内容の制作
- ・優良事例（3件程度）と専門家アドバイス（1件程度）の計4件程度の取りまとめ
- ・専門家アドバイスの内容は、（1）のデジタルマーケティング活用現状調査結果及び課題解決に向けた手法・ノウハウ等を踏まえた内容とすること。

II 周知・広報の実施

- ・SNSを活用した発信2回以上
- ・青森県内7商工会議所の折込チラシ等1回以上
- ・その他、プロポーザルにおいて受注者から提案があった広報活動

※県が行う業務

- ・優良事例を3件程度選定
- ・周知・広報内容の決定
- ・県ホームページへの掲載

（3）ECサイトを活用した販売力強化

①内容

- ・ECサイトの動向や取扱商材を確認しながら、ECサイトを活用した販売力強化に向けた個別指導及びSNSを活用したマーケティング等を実施する。
- ・参加事業者については、4事業者以上を目標とする。
- ・ECサイト活用セミナーを開催する。

②受注者が行う業務

- ・SNSを活用したマーケティングを実施するための特設サイト等の設置・調整
- ・参加事業者選定会の企画・運営
- ・企画立案
- ・実施・プロモーション
- ・個別指導の企画・運営（4回以上）
- ・データ収集・結果分析及びレポート作成
- ・SNSを活用したマーケティングに関するフィードバック個別指導の企画・運営
- ・セミナーの企画・運営
（ECサイトを活用した販売力強化セミナーを2回（基礎編・応用編）開催するとともに、資料作成及び講師への謝金等の支払等の運営を行う。なお、セミナーの開催方式はWebセミナーとする。）

※県が行う業務

- ・県内事業者への事業周知及び参加事業者募集
- ・参加事業者の選定
- ・県ホームページへの掲載

③仕様等

○SNSを活用したマーケティングを実施する特設サイト等の確保

- ・上記2の業務の目的に合った特設サイト、SNSアカウント等を設置・調整すること。

○参加事業者選定会の企画・運営

- ・参加事業者選考会を実施し、県及び受注者が申込者のECサイト運営状況等を確認の上、参加事業者の選定を行うこと。選考会の会場は青森市内とするが、会場への旅費等は委託料に含むものとし、会場の確保に要する費用は、県が負担するものとする。(書面開催も可)

○選定商品の取引条件等の調整・決定

下記について受注者と県内事業者等との個別協議により決定すること。

- ・買取または委託販売における卸値及び販売価格
- ・商品送料の負担
- ・在庫の取扱方法
- ・不良品の取扱方法

○SNSを活用したマーケティング等の企画立案

- ・参加事業者のSNSアカウントを利用したマーケティングに係る企画立案を行う。
- ・SNSを活用したマーケティングを行う特設サイト等を設置し、その運営を行う。

○SNSを活用したマーケティング等の実施・プロモーション

立案した企画に基づき、県及び県内事業者等と調整の上、実施する。

- ・実施手法
各種広告の運用、参加事業者のSNSアカウントおよび受注者が設置・調整した特設サイト等を活用した情報発信などにより実施すること。
また、参加事業者に対し、SNSマーケティング実施前やプロモーション実施期間中等に、情報発信手法及び広告の運用に係るアドバイスを実施すること。
- ・実施期間中の事故対応
商品の受発注及び送付時等の事故・トラブルなどについては、受注者において適切な対処及び解決を図ること。
- ・販売店舗の管理・運営
販売店舗を指定する場合は、運営する事業者を選定し、運営させること。
なお、運営事業者の選定については、商品の受注から配送までの一連の管理及び消費者対応が可能である運営事業者を選定すること。
- ・プロモーションの実施
特集ページや掲載商品への誘導を目的としたSNSによる情報発信やWeb広告等を一定期間行うこと。

○個別指導の企画・運営

- ・参加事業者の商品について、ECサイトへの掲載・SNSを活用したマーケティング等に関して改良が必要な部分や、販売促進に向けた情報発信手法等をコンサ

ルティングすること。

- ・なお、個別指導の回数は概ね計4回程度とし、うち1回はプロモーション期間中に実施し、販売促進に向けて事業者へ情報発信手法等のアドバイスをすること。
- ・必要に応じて、個別指導への県職員の立ち合いを行うこととする。

○SNSを活用したマーケティング等に係るデータの収集・分析及びレポート作成

- ・SNSを活用したマーケティング・プロモーションの実施終了後は、下記項目に基づき商品別または事業者ごとにデータを収集・分析するとともに、レポートを作成し、県及び参加事業者に提出すること。
- ・また、特集ページへの集客や売上の動向を把握するため、毎月・当月末までの集客状況や販売実績に係るデータを翌月上旬までに県に提出すること。
- ・なお、事業者への聞き取りについては受注者が主として行うこと。

【項目】

ページビュー、訪問者数UU、セッション数、ユーザーあたりのセッション数、ページ/セッション、平均セッション時間、直帰率、ユーザーの流入元、注文点数、注文者数、売上額、CVR、商品別購入者層（購入者属性）など

○SNSを活用したマーケティング等結果のフィードバック個別指導の企画・運営

- ・SNSを活用したマーケティング等実施結果に基づき、参加事業者に対して、今後の販路拡大等に関する個別のコンサルティング業務を実施する。

④その他

○県主催事業説明会等の開催に対する協力

- ・県内事業者を対象とした県主催事業説明会・成果発表会の講師を務めること又は講師を選定すること。
- ・講師への謝金・費用弁償、会場確保に要する費用は、県が負担するものとする。

5. 業務完了報告

○本業務完了後、令和7年3月14日（金）までに下記の書類を提出すること。

- ①委託業務完了届 1部
- ②業務実績報告書 1部及び電子データ

○納品場所

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県経済産業部地域企業支援課 マーケティング支援グループ

6. 業務の適正な実施に関する事項

○個人情報保護

受注者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

○守秘義務

受注者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

7. 知的財産権の取扱い

受注者は、本委託業務の実施のために必要な受注者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受注者の責任により対処すること。

8. 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により青森県の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

9. その他

- 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、青森県及び受注者の協議により業務を進めるものとする。
- 天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。
- 受注者が本委託業務において制作した物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）及び所有権は、全て県及び参加事業者に帰属するものとする。